

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第17号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第26条 特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第1号、第2号、第4号、第6号、<u>第8号から第13号まで、第17号、第20号及び第24号から第26号</u>までに規定するものに限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第6号、<u>第20号及び第24号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、<u>同条第8号</u>中「人事委員会」とあるのは「任命権者等」と読み替えるものとする。</p> <p>2 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号、第5号、第7号、<u>第14号から第16号まで、第18号、第19号、第21号及び第22号</u>に規定するものについて、任命権者等が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第5号、第7号、<u>第14号、第15号、第18号、第19号及び第22号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第5号、<u>第14号及び第15号</u>中「一の年」とあるのは「一の会計年度」と読み替えるものとする。</p> <p>3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第4号、第5号、<u>第7号、第11号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号</u>に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第26条 特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第1号、第2号、第4号、第6号、<u>第9号から第14号まで、第18号、第21号及び第25号から第27号</u>までに規定するものに限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第6号、<u>第21号及び第25号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、<u>同条第9号</u>中「人事委員会」とあるのは「任命権者等」と読み替えるものとする。</p> <p>2 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号、第5号、第7号、<u>第8号、第15号から第17号まで、第19号、第20号、第22号及び第23号</u>に規定するものについて、任命権者等が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第5号、第7号、<u>第8号、第15号、第16号、第19号、第20号及び第23号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第5号、<u>第7号、第15号及び第16号</u>中「一の年」とあるのは「一の会計年度」と読み替えるものとする。</p> <p>3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第4号、第5号、<u>第8号、第14号、第17号及び第22号</u>に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。